

令和 6 年 4 月 22 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K04638

研究課題名（和文）都市計画制度の弾力的運用と地方創生 戦前町村都市計画の解明

研究課題名（英文）Elastic Operation of City Planning System and Local Vitalization - a Exploration of the city planning of towns and villages in prewar days

研究代表者

出村 嘉史 (Demura, Yoshifumi)

岐阜大学・社会システム経営学環・教授

研究者番号：90378810

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：戦前1933年に改訂都市計画法による「町村都市計画」制度を把握するとともに、そのもとで実現した主として岐阜県内の中小都市（高山・大井・関・大垣など）における都市づくりの実態を明らかにし、そこに見いだされる意図とそれらの類型を描くことを目的とした。町村都市計画では、それぞれの都市が直面する喫緊の課題に基づいた都市基盤形成を実現するために、地方創生的な施策として弾力的に運用されていたことが確認された。この時期、広域の遊覧など新たな都市政策の枠組みを示す存在として、産業発展を目論む市街地の排水基盤整備として、水陸をつなぐ産業動線獲得手段として、多種立場がビジョンを共有する枠組みとして用いられていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的独自性は、計画制度の弾力性・可変性を積極的に捉える視点にある。すなわち、現在までに把握されている都市計画史では、1919（大正8）年に成立した制度が、次第に活用の巾を拡げて普及する成長的ストーリーとして理解されているが、実際には複合的要因によって制度と実際との均衡関係を変化させながら発展していることを捉える必要があると考えた。「都市形成」という都市運営の側面への視座を相対的に持ち、計画制度が成熟する段階において制度の軟化を経験したことを視野に入れ、地方に存在するそれぞれの中小自治体が自身の都市形成に取り組むプロセスの中に、手段としての都市計画を位置づける試みである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to understand the 'town and village urban planning' system under the revised City Planning Law of 1933, to clarify the actual situation of urban development in mainly small and medium-sized municipalities in Gifu Prefecture (Takayama, Ohi, Seki, Ogaki, etc.) that were realized under the system, and to draw the intentions found in each case study and their typologies. It was confirmed that town and village urban planning was flexibly operated as a local development measure to realise urban infrastructure formation based on the urgent issues facing each municipality. During this period, the system was used as a framework for new urban policies such as wide-area tourism, as a drainage infrastructure development plan for urban areas with a view to industrial development, and as a means of acquiring industrial traffic lines linking water and land, with a shared vision between various parties.

研究分野：都市形成史、都市計画

キーワード：町村都市計画 地域計画 都市経営 遊覧 都市排水 水陸接続 都市計画技師 自治

## 1. 研究開始当初の背景

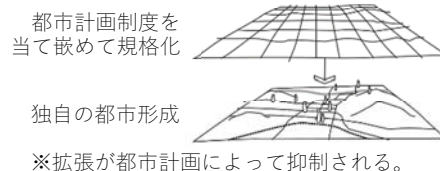
(1) 都市とは、誕生し、成長して、そして衰退する組織体であり、生じるプロセスは、都市計画の制度が想定するそれとは必ずしも一致しない。わが国の人口が減少してこれまでの都市構造やその運営方法を維持できないことを前提とすると、今後の健全な都市経営の在り方を見定めるためには、手段としての都市計画のみならず、都市形成、すなわち都市そのものが産業や商業などの人の営為によって成立するプロセスについての理解が不可欠である。

わが国における都市計画制度について、渡辺による日本の制度の国際的位置づけや、石田(2004)による制度や体制の通史的整理、浅野(2008)による地方都市の都市計画制度の把握など、これまで多くの研究成果があり、包括的視野を持つことのできる段階になって久しい。こうした研究蓄積により、戦前から戦災復興までの動向は、国すなわち内務省都市計画課が定めたスキームをベースに成立し、道路網計画、用途地域制、土地区画整理事業、上下水道整備を中心的手法として、基盤整備の全国的な規格を設けて標準化する動きであったこと、そしてこの動きは、六大都市にはじまり、地方中小都市へと順に裾野へ展開したことが知られている。ところが、1933(昭和8)年の都市計画法改正によって、最末端の町村にも都市計画法が適用できるようになった後の、いわゆる町村都市計画の制度と運用の実態については、西川(2017)が観光振興と強い結びつきがあったことに焦点を当てた整理に着手しているものの、いまだ明らかにされていない点が多い。

(2) 戦前における地方都市の法定都市計画について、いくつかの予備調査を進める中で、私は以下のような重要な仮説を得るに至った。すなわち、都市計画をめぐる各立場において、町村都市計画ではその運用がある程度円熟に至っており、それぞれの都市が実現したい実態に基づいた都市基盤形成のアイデアと、都市計画の制度が均衡に至り、自主性の強い、今でいう地方創生的な施策として弾力的に運用されていたのではないかと。

つまり、現在に至る近代法定都市計画は、都市人口が増加して周囲に無秩序な開発が続発する状況にあった大正期及び昭和初期に生まれ、適切な規格化によって整理し、健全な状態に保つための制動的措置として機能したものであったと考えられる。ところが制度が運用されていくと、それまでのように規格化された一定の基準を当て嵌めるよりも、都市毎の実情に合わせるような計画制度へ転換されていき、1933年に都市計画法が改訂されたことで、町村のような小さな都市に対する個別の自由度が高まった可能性がある(図-1)。その時、地方の町村が選択した都市経営の考え方と方法に着目した。

### ■ 1919年以降の都市計画(都市スケール)



### ■ 1933年以降の町村都市計画(広い地域スケールに点在)

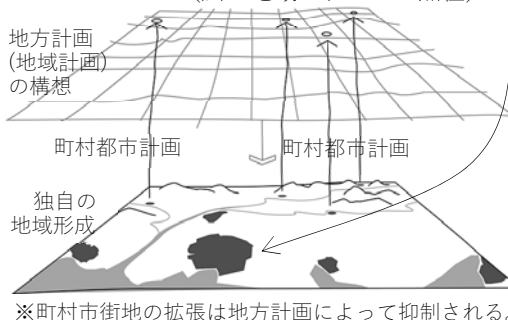


図-1 近代都市計画と都市形成

下層に都市(地域)形成の様相を表し上層に国の制度としての計画の網を表した模式図

## 2. 研究の目的

本研究は、戦前町村都市計画の制度と、その施行の実態を明らかにすることを目的とする。そのために、地理的位置づけや規模、公共プロジェクトを実施する立場を取り巻く状況などの異なる地方都市におけるケーススタディ(実施できたのは、岐阜・大垣・一宮・高山・大井・関であるが、犬山・下呂・那加などの状況把握もしている)を実施して、町村都市計画の運用において創り得た都市の実態を検証する。そこでは、国や県の意向だけではなく、産業・地方経済と結びついたコミュニティや自治体間の動的な相互関係によって、都市経営の姿勢が多様なパターンを示している。輸送手段の転換や都市空間構成の変化による共通的特徴および町村個別の特徴をそれぞれ導き出し、さらに同制度の元で成立し得た都市形成の類型化が可能と考えられた。

本研究は、計画制度の弾力性・可変性を積極的に捉える視点に学術的独自性がある。すなわち、現在までに把握されている都市計画史では、1919(大正8)年に成立した制度が、次第に活用の中を拡げて普及する成長的ストーリーとして理解されている。しかしながら、実際には複合的要因によって制度と実際との均衡関係を変化させながら発展していることを捉える視点である。計画制度が成熟する段階において制度の軟化を経験したことを視野に入れ、都市計画の既存の

スキームから止揚して、地方に存在するそれぞれの都市形成の因果の中に都市計画を位置づける試みである。

### 3. 研究の方法

以上の目的に従って本研究を進めるにあたり、3つの段階を経た。1つ目は町村都市計画に至る内務省における経緯と、その運用における特質を解明する「制度の整理」の段階である。2つ目は町村都市計画の対照として、前史にあたる中規模地方都市の都市計画の事例に着目して整理する「中規模都市計画の把握」の段階である。3つ目は、町村都市計画の具体的事例を調査し、その成立の因果関係を解明する「町村都市計画の実態解明」の段階、である。

第一に、1933年に改正された都市計画法に基づいて、全国で実施されたいわゆる町村都市計画の実態を整理する。既往研究によってその枠組みが描かれつつあるが、内務省で議論され続けた地方自治の文脈が関連する可能性など、地方計画構想を含めた背景を整理する必要があった。国立公文書館所蔵の都市計画資料には、都市計画決定の全てが存在している訳ではないことは個別事例で分かっていることと比較するだけで容易に明らかになった。同時代の学識者や制度製作者に近い者が著わした資料によって、包括的に体制を把握し、同制度の意義などを把握した。

さらに、諸都市のケーススタディの実態がある程度把握された段階で、県（岐阜県・愛知県）の当局が実際の運用の中で、上記の内務省がもった構想をどのように解釈し、何を実施していたのか、地方経営的視点を把握するための考察も加えた。

続いて本研究の主要部分である町村都市計画を実施した都市を対象に、個別の特徴を把握した。主として対象としたのは、高山・大井・関であり、いずれも残存する都市計画資料の乏しい事例であった。顛末の把握は新聞記事や町会会議録などを中心とした当地に遺る諸資料を精査しながら手掛かりとした。多面的な視点から各都市の近代以降の都市形成プロフィールを明確にし、その情報との関連の中で、町村都市計画実施の実態に迫った。多面的な視点としては、一般的な都市計画的項目（道路網計画や用途区分、土地区画整理など）や、国・県の政策内容だけでなく、商工者のコミュニティや都市周囲の地主層などとの関係を視覚化し、市街地開発、用排水事業、道路建設（動線計画）、農業基盤との関連を考察した。

並行して中規模の都市計画（六大都市に続いて認定された中核的都市）の都市計画状況を整理して把握した。一宮（1926年認可）、大垣（1926年認可）を対象に、多面的な視点で整理して対照とした。いずれも1933年の改正都市計画よりも少し早いタイミングで市政を執るようになった成長都市であるが、その都市計画の運用時期は、町村都市計画の実施時期と大きく重なる。

### 4. 研究成果

#### (1) 前提の整理、町村都市計画とは

1933（昭和8）年の法改正によって、さらに小規模な町村まで都市計画法の適用を受けられるようになったため、同時に従前の都市計画よりも広域の地方計画の必要性が論じられるようになった。秋本（2009）はこの点について飯沼一省（当時の内務省都市計画課長）の動向を整理した上で、法改正の背景に地域計画（地方計画）の思想があり、小都市主義・衛星都市論的地域計画に基づく制度だったことを指摘している。西川らも飯沼の考えに着目して、単純な対象範囲の拡張としてではなく、大都市間の連担性や小都市計画の独立性を期待したものであったが故に、都市計画区域決定手続きを簡素化したと説明する。

地方計画としての飯沼の構想の中で、どのような町村都市計画の制度設計を行ったのかについて、本人が制度変更と同時に発表している文献『都市計画法の話』（1933）がある。この書の結語に、改訂されたばかりの町村都市計画の制度設計側の意図を確認することができる。すなわち、都市計画法適用町村には、①人口増加率の高い町村のほか、②既に1~2万人の人口のある地方の中心となっている町村、③交通的位置づけの変化により開発が予想される町村、④風景の優れた温泉・海水浴・避暑地としての発展すべき町村、⑤大火災・津波などによる復興計画が必要な町村が挙げられている。そして、町村都市計画の計画区域は、行政区画そのものとして速やかに決定できるようにし、計画の内容は、それまでのように街路計画・地域計画（ゾーニング）やその他の計画を一括して決定することを第一とせず、町村ごとに直面している喫緊の課題の対応した内容を選択すべきと明記していることが注目に値する。ここでは、下水道計画のみ、公園計画のみ、という、それまでのやり方と比較すると著しく偏ったように見える方法も推奨している。さらには、計画の運用の方法についても、単に都市計画法による法的な制限力によらずとも、計画が存在することにより、これをその他の行政による事業推進の「一定の基準とする」ことができる可能性についても展望している。

本研究課題に基づいて、調査を実施したほとんどの事例において、それまでの都市計画都市に関するような「あるはずの」基本的な計画決定の痕跡が全く見当たらなかったことは、この方針転換に由来することが把握される。さらに、以下に見るような高山の事例のように、都市計画事業としては一切執行していなくとも、都市計画の専門職員の技術的アプローチを援用し、また都市計画区域を決定して其他事業のビジョンを統合するプラットフォームとして用いるやり方が、

都市計画法改訂の思想として表明され、現場においても共有されていたことが把握できた。

地方の町村が抱えていた課題を把握することで、手続きの簡略化された町村都市計画が、基盤整備による都市形成を円滑に進める手段として用いられた点は、以下のケーススタディにおいても重要な観点となった。

(2) 高山は1934(昭和9)年11月に都市計画施行都市に認定された。高山にとってこの時期は、鉄道の高山線が太平洋と日本海を繋ぐ重要な動線として開通し、そして合併により高山市制が誕生した上に、現在の国際観光都市へ至る観光政策が始動した時期であった。1933年改正都市計画法による都市計画の時代は、郡制廃止後の基礎自治体として、合併して基本財産を整えて自力経営ができるようになることが、地方町村に求められた地方改良の時代であった。高山町周辺は岐阜県から再三促され、この方針が定まっていた。隣接する大名田町では、町域内に閉じた市街化計画を意欲的に進めたものの、合併直前になって、高山との接続を意識したものへ調整される。一方高山町では、合併後を包含する広域における経営のビジョンが形になりつつあった。

すなわち、山岳地にあって都市開発が可能な領域の狭小な都市において、拠点を中心に結ぶネットワークによって広域に範疇を拡げて都市経営を行う方が、直井町長のリーダーシップにより明確にされた。組織的に積極的な都市構想を持つようになるのは、1921年に直井が町長に就任してからであった。その構想の胎動期には、丘陵地公園化が着々と進められ、本多静六を代表とする庭園協会との関わりが強く見出せた。直井をはじめ高山町の名士、官吏の多くが、飛騨山岳会・庭園協会に加盟し、これらの人のネットワークが、町域を越えて、高山町と日本アルプスをつないで観光に資する基盤をつくる「山都」の構想を形成させる母体となった。その結果、郊外丘陵地の公園道路と、日本アルプスと結ぶ観光道を軸とする総合的構想となる。構想に含まれる4町村を併せ、地域計画的な考え方に基づく都市計画区域が決定された。

この構想は都市計画区域内外の公園整備、道路建設と併せた総合的な都市経営計画として成就したものであった。当事者たちが「都市計画」と述べる内容は、都市経営構想と明確に区別されていない。都市計画区域の決定が高山における初期都市計画制度のクライマックスであり、行政単位を越えられる都市計画区域という枠組みが、地域を束ねて計画するために用いられていた。

このような事実から考察すると、それ故に従来の都市計画制度では当然提出されてきた都市計画区域の「理由書」は、高山では、制度に収まらない経営構想と不可分に理解されてきた内容のうち、都市計画制度に関するもののみを切り離して提示する必要があるが見出されず、等閑にされていたのではないかと考えられ、先を確認した飯沼一省が展望した運用方法と一致している。

主要なプロジェクトは、都市計画決定を待たずに関係主体が協議して関連付けながら着実に進められていった。地方の再編の過程において、手続きの簡略化した町村都市計画の制度は、多様な主体と資源を統制し地域経営を進めるために必要な、共有すべき基盤整備のプラットフォームとして制度外において役立つ結果となった。

(3) 1924(大正13)年に大井ダムが建設されると、恵那郡大井町ではそのダム湖を利用した遊覧事業が展開された。特に1930(昭和5)年から1936(昭和11)年までは大井町単独の運営となり、日本社会が経済不況に陥る中でも町営の遊覧事業は順調に運営されたが、それは同時期に進められた森林公園や、その中に位置付けられた六間巾道路の建設に、町が主体となって公的費用や人材を投資したためであった。遊覧事業に活路を見出し総力を挙げて取り組む大井町の意志は、隣接する蛭川村に重要な動線を融通する代わりに遊覧事業を手中に収めていく経緯からも読み取ることができる。この遊覧事業は1936年に民営化され、結局は戦争に阻まれてしまったものの、将来へ向けた観光事業が、民主導で経営することのできる公民連携の新産業として整えられたものと考えられる。

1933年に都市計画法が改正され、町村においても法が適用できるようになるが、地方にとって重要であったのは、大井町のような都市経営に目覚めた小規模な自治体が、適用対象として扱われることだったと考えられる。そのことによって、都市計画岐阜地方委員会の安藤坦技師が、町村都市計画に先駆けて、森林公園を設置し風致地区を定める準備を進めていた。大井ダム建設用の軽便鉄道を使って観光事業に取り組んだ北恵那鉄道が短期間で明確に失敗した一方で、大屋霊城(都市計画大阪地方委員会技師)と安藤による基盤整備計画は、優れた眺望を得るような観光道路によるアクセスを導入した森林公園を計画するものであり、大井町の要望に基づきつつも、理想的な地方計画を実現する将来ビジョンを共有していた。

すなわち、遊覧事業を産業として推進させるための基盤を整えたい大井町と、地方における理想的な地域計画を実現させたい内務技師および岐阜県が、異なる目的を持ちながらも事業を共有し、都市計画あるいは地方計画の進取的な内容を含めつつも都市計画法による決定を待たずに着実に事業実現していったのである。

(4) 関町では1930年1月の時点で、道路と下水道の根幹を定めるため都市計画に準ずる地方計画の調査設計を県に申請し、設計の承認を受け、都市計画技師らが関町に出張、測量設計した。設計の最中の1930年7月に「昭和5年豪雨」に見舞われ、関川、吉田川が氾濫し、関町中心部は全戸数のうち半数以上が浸水した。県土木課技師らによって関川、吉田川の改修計画が、そして県都市計画技師らによって都市計画に基づいた下水道計画が策定された。1933年には町村都

市計画の施行に向けて県都市計画委員により下水道計画や道路計画が設計され、同年 6 月には災害復旧工事より大規模な下水幹線 14 本からなる、雨水以外の水の排除も図った下水道計画が完成した。1934 年 2 月に都市計画法による計画決定があり、翌年春より順次着工され、同年 7 月には計画の 8 割ほどが完了した。

ただし関町は戦前において下水道築造認可を受けていない。当該「下水道」は、実際には雨水排水管路であった。それでも、初期から一貫して都市計画技術者が道路計画と共に下水道計画の設計に携わってきたことは事実であり、都市計画技術者が区画整理や街路、公園計画にとどまらず、関町においては雨水排水管路の設計など、広範な基盤整備事業に携わっていたことを示唆している。

(5) 大正期以降に都市基盤整備の発達とともに産業都市として著しい発達を経験した大垣についての調査は、一つは水陸接続の物流拠点づくりの側面、そして広域的に人を動かす観光事業の基盤整備の側面から、もたらされた知見の多いものとなった。

土族で地域のリーダー的存在であった戸田鋭之助が掲げた工業都市を建設するという目標が、木曾川三川改修事業によって水害の脅威から解放された大正期以降に、大垣の地の利を活かした廉価な電力と輸送の基盤が民主導でつくられ、木曾川水系の改修と都市計画の官主導による事業が重ねられる約 30 年の間、明瞭な旗印となって工業都市へと発展した。支派川改修に対する国庫補助獲得を契機に、大垣を遥かに超えた広域で形成されつつあった水系基盤を産業利用する構想が、内務省（名古屋土木出張所）坂田技師の水門川改修によって具現化した。同時に戸田が商工会議所会頭として水陸連携の新しい事業意義を理解して示し、東島大垣市長は大垣市の事業として部分的にこれを促進した。戸田が示した工場立地による工業都市建設の目標は達成していたが、名古屋土木出張所の坂田・阿部技師と都市計画岐阜地方委員会の安藤技師らによって、西濃をヒンターランドとする「川港大垣」という官主導の都市計画事業の組み合わせによる総合的な基盤整備として描かれるに至った。この間、一地方の産業基盤づくりに、大垣市や商工会議所の人士と、内務省技師や県都市計画技師らが積極的に協働しているが、特に地域計画的な視野を描き得た都市計画が概念的なプラットフォームとなっていた。

同時に特色のある県立公園としての養老公園も含む鉄道沿線も大垣市商工者の視野にあり、揖斐川電力、養老鉄道は経営状況の悪化により他資本の経営へと移行したが、結果的に大垣は安定した産業基盤を手に入れた。自ら産業基盤施設を運営する立場から、それらの経営を外部資本の他者に任せてこれを利用する立場を選択し大局的には都市産業の発展の持続を可能とした。大垣の商工者らは、時代毎の大垣市の産業基盤経営を含む都市戦略とを考えを一致させ、工業化初期から領域を拡げる都市発展策を共有していた。

(6) 以上に対象とした町村および中核的都市（すなわち、高山・大井・関・一宮・大垣）について、その都市形成過程と、都市計画—特に戦前町村都市計画の時代の都市計画—がどのように関連していたのかについて、類型化を意識しつつまとめる。

共通因子として、町村都市計画の制度に関する基本的な考え方（飯沼一省）が示していたように、都市計画決定する内容は自治体毎に個別に絞られていた。各自治体において、都市計画制度を適用する第一の動機を明確に持っており、その解決のために適用していたことが確認できた。その目的としては、

高山：高山駅を含む新しい圏域を束ねるプラットフォーム（山都高山）として

大井：大井駅を起点とした周遊観光産業のフレームワークとして

関：産業基盤としての都市排水を徹底するため

一宮：市街化の助長、都市排水の徹底

大垣：工業・遊覧産業の基盤確保、水陸産業動線の接続

すなわち、第一に都市政策の枠組みを示す象徴的存在として用いられた（高山、大井、そして大垣）。そして、西川らが指摘していたように新たな産業として遊覧を意識した人の移動インフラを構想する目的が、内務省の都市計画技師安藤坦（と大屋霊城）らによっておそらく啓蒙されていたエリアイメージと共鳴していたことが大きいのではないかと考察できる。

第二に、産業発展を目論む市街地において、排水を徹底して水害を減らすことが、都市計画の範疇と考えられていた（関・一宮）。その際、「下水道計画」という枠組みを用いているものの、その実態は排水基盤の整備であった。これは、必然的に河川改修（内務省や県）と協働して実施するものであり、新たに水路のための土地を用意したり、多種のステイクホルダーの間を調整したりするなど、地上の役割を担った可能性も考えられる。

町村都市計画ではないものの同時期中規模都市（大垣）で見られた構図は、産業基盤として水陸をつなぐ動線を機能的に整備するために、都市計画の枠組みをやはりプラットフォームに用いて（都市計画事業として実施されることはなくとも）ビジョン（川港大垣）を共有し、都市計画技師が内務省（河川改修）・商工者の間を調整しながら各種基盤整備を進めたものであった。

これらの利用目的は、都市計画の目的として掲げられているものではなく（町村都市計画では、計画の目的を明記することが少ない）、そのまちの産業や自治において、都市を運営するために議論されていたことが必然的に中心課題となっていた。このように、それぞれの地方中小都市において、都市経営ともいえる商工を中心としたマネジメントと、その手段としての都市計画がよい均衡にあった像が、それぞれに描き出されたといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 6件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 DEMURA Yoshifumi、KITADA Hiroaki	4. 巻 78
2. 論文標題 CONSTRUCTION OF THE MODERN INDUSTRIAL CITY IN OGAKI AND ITS PROCESS	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Japan Society of Civil Engineers, Ser. D2 (Historical Studies in Civil Engineering)	6. 最初と最後の頁 115～125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.2208/jscejhsce.78.1_115	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 DEMURA Yoshifumi	4. 巻 77
2. 論文標題 GROWING AND FLEXIBLE REGIONAL INFRASTRUCTURE PLAN: THE PROCESS OF BUILDING COOPERATION TO ACQUIRE THE MODERN WATER-SYSTEM	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Japan Society of Civil Engineers, Ser. D3 (Infrastructure Planning and Management)	6. 最初と最後の頁 I_1～I_8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.2208/jscejipm.77.5_I_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 DEMURA Yoshifumi	4. 巻 19
2. 論文標題 Modern industrialization around the castle town Ogaki - The process to acquire the resilient urban infrastructure	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 International Planning History Society Proceedings	6. 最初と最後の頁 691-706
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.7480/iphs.2022.1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 出村嘉史、大井晴奈	4. 巻 85
2. 論文標題 昭和初期における大井町の森林公園計画と遊覧事業	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 1673-1681
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.3130/aija.85.1673	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 出村嘉史、川口直秀	4. 巻 84 巻 765 号
2. 論文標題 山都高山の都市経営と都市計画	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 2301-2310
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.84.2301	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 出村嘉史、大井晴奈	4. 巻 85巻 774号
2. 論文標題 昭和初期における大井町の森林公園計画と遊覧事業	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 掲載予定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 鈴木裕也、出村嘉史
2. 発表標題 近代犬山における観光基盤の整備
3. 学会等名 令和4年度土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 菱田佑樹、出村嘉史
2. 発表標題 近代関町における下水道整備
3. 学会等名 令和4年度土木学会中部支部研究発表
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 DEMURA Yoshifumi
2. 発表標題 Modern industrialization around the castle town Ogaki - The process to acquire the resilient urban infrastructure
3. 学会等名 19th IPHS (International Planning History Society) Conference (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前野光風, 出村嘉史
2. 発表標題 近代の岐阜・犬山間の開発と各務原鉄道建設
3. 学会等名 第41回土木史研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 谷口史織, 出村嘉史
2. 発表標題 近代大垣の商工者と産業基盤経営
3. 学会等名 日本都市計画学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 XIAN YOUJIN, 出村嘉史
2. 発表標題 近代の岐阜・犬山間における各務原の開発と鉄道建設
3. 学会等名 令和3年度土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 谷口史織, 出村嘉史
2. 発表標題 近代の工業都市大垣の郊外における観光事業
3. 学会等名 令和3年度土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松井利晃, 出村嘉史
2. 発表標題 近代下呂における都市戦略と観光事業
3. 学会等名 土木学会中部支部
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 栗本明宜, 出村嘉史
2. 発表標題 戦災復興期における岐阜市の緑地の捉え方の変容
3. 学会等名 土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 北田寛明, 出村嘉史
2. 発表標題 物流開発に牽引された工業都市大垣の成立過程
3. 学会等名 土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福井彩水、出村嘉史
2. 発表標題 近代の犬山における木材流送の衰退と観光業の黎明
3. 学会等名 土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前野光風、出村嘉史
2. 発表標題 名古屋・岐阜・多治見の三角路線による地域の形成
3. 学会等名 土木学会中部支部研究発表会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関